

2021年度税制改正大綱(2020.12.21閣議決定)の概要

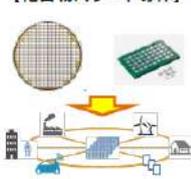
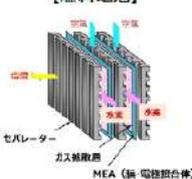
政府の「2021年度税制改正大綱」が2020年12月21日に閣議決定された。このうち(1)「新たな日常」に向けた企業の経営改革を実現する投資促進税制、(2)コロナ禍を踏まえた企業の立ち直りに資する税制整備、(3)中小企業関連税制の整備・創設について、そのポイントを紹介する。

なお、税制改正大綱における改正内容は、例年3月までの国会審議を経て法案成立となることが通例となっている。よって、本内容については、今後の審議の過程で変更となる可能性があることに十分留意されたい。

(1) 「新たな日常」に向けた企業の経営改革を実現する投資促進税制

①カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

- ・ 民間企業による脱炭素化投資の加速を図るため、産業競争力強化法に新たな計画認定制度(中長期環境適応計画(仮称))を創設し、計画認定制度に基づき、「①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備」、「②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備」の導入に対して、最大10%の税額控除又は50%の特別償却を選択適用することができる。
- ・ ただし、措置対象となる投資額上限は500億円までとし、控除税額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制と合計で法人税額の20%を上限とする。

制度概要		【適用期限：令和5年度末まで】		
		①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入	②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入	
対象	<p>○温室効果ガス削減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる製品の生産に専ら使用される設備 ※対象設備は、機械装置。</p> <p><措置内容> 税額控除10%又は特別償却50%</p> <p><製品イメージ> 【化合物パワー半導体】</p> 	<p>○事業所等の炭素生産性(付加価値額/エネルギー起源CO2排出量)を相当程度向上させる計画に必要な設備(※) ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上。</p> <p><炭素生産性の相当程度の向上と措置内容> 3年以内に10%以上向上：税額控除10%又は特別償却50% 3年以内に7%以上向上：税額控除5%又は特別償却50%</p> <p><計画イメージ></p> 		
		<p>【燃料電池】</p>  <p>セパレーター ガス供給系 MEA(膜電極接合体)</p>		

出所：経済産業省 令和3年度(2021年度)経済産業関係 税制改正について

②DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設

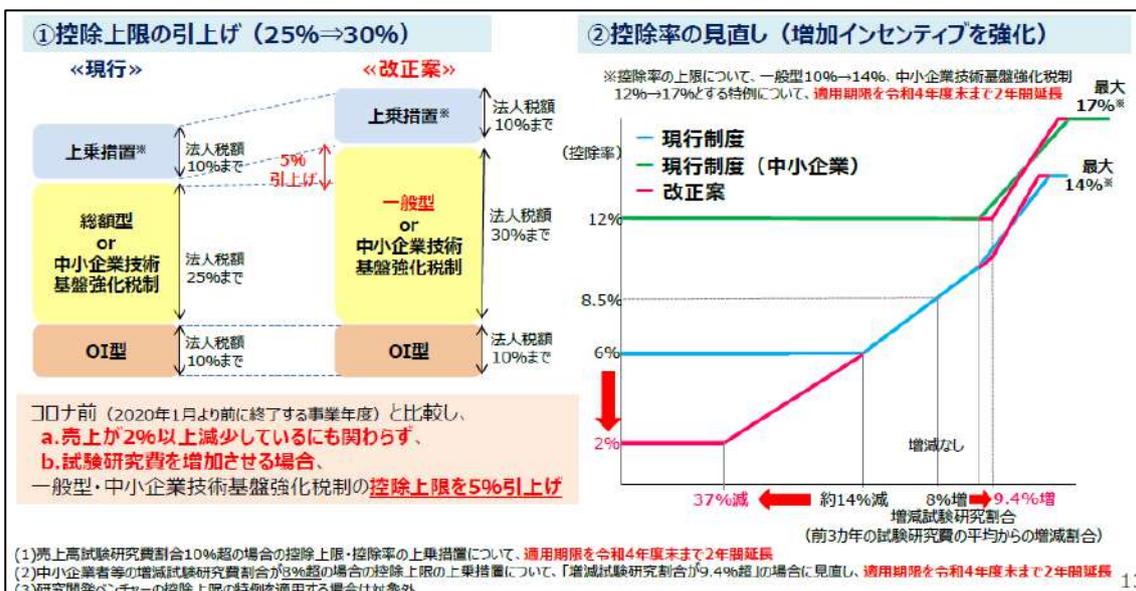
- ・ ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、デジタル技術を活用した企業変革（デジタルトランスフォーメーション）を実現するために、産業競争力強化法に新たな計画認定制度（事業適応計画（仮称））を創設し、部門・拠点ごとではない全社レベルのDXに向けた計画を主務大臣が認定した上で、DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対し、税額控除（5%/3%）又は特別償却30%との選択適用ができる。
- ・ ただし、投資額上限は300億円までとし、控除税額はカーボンニュートラルに向けた投資促進税制と合計で法人税額の20%を上限とする。

制度概要		【適用期限：令和4年度末まで】	
認定要件	デジタル (D) 要件	<ol style="list-style-type: none"> ① データ連携・共有 （他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データを合わせて連携すること） ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得（レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保） 	税制措置の内容
	企業変革 (X) 要件	<ol style="list-style-type: none"> ① 全社の意思決定に基づくものであること（取締役会等の決議文書添付等） ② 一定以上の生産性向上などが見込まれること等 	
		対象設備	税額控除 OR 特別償却
		<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトウェア ・ 繰延資産*1 ・ 器具備品*2 ・ 機械装置*2 	3% 5%*3 30%
		*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう *2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る *3 グループ外の他法人ともデータ連携・共有する場合	
		※ 投資額下限：売上高比0.1%以上 ※ 投資額上限：300億円 （300億円を上回る投資は300億円まで） ※ 税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで	

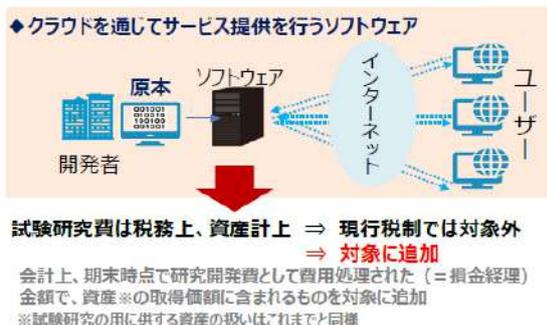
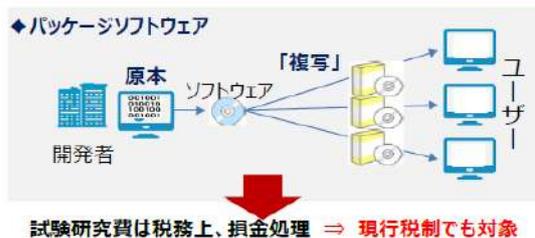
出所：経済産業省 令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正について

③研究開発税制の見直し

- ・ コロナ禍において、積極的に研究開発投資を維持・拡大する企業を後押しするとともに、リアルデータ・AIを活用してビジネスモデルを転換する等、DXの推進を図る目的から「①控除上限を法人税額の最大50%まで引上げ（一般型・中小企業技術基盤強化税制は25%⇒30%）」、「②研究開発費を維持・増加させるために税額控除率を改善」、「③クラウドを通じてサービスを提供するソフトウェアに関する研究開発を対象に追加」、「④O I（オープンイノベーション）型の監査要件の明確化や確認プロセスの合理化」等を行う。



③クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェアに関する研究開発を支援対象に追加



④業務改善目的の研究開発が支援対象であること等の明確化

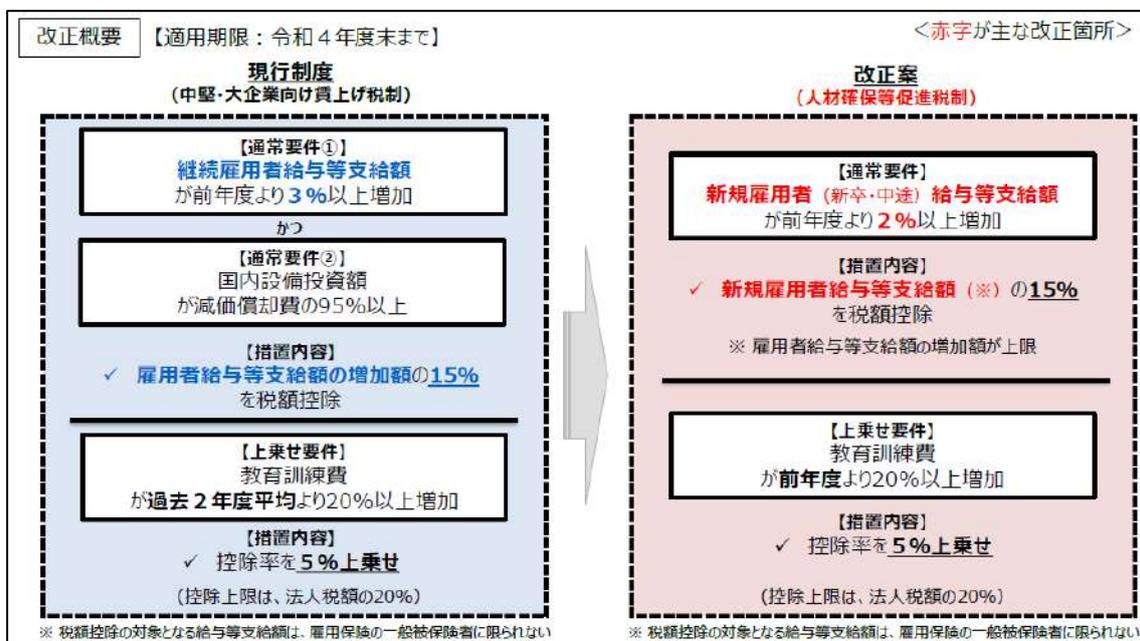
開発中の技術がその**開発者**の**業務改善に資する**ものであっても、その技術に係る試験研究が**工学又は自然科学に関する試験研究※**に該当するときは、その試験研究に要する費用は**研究開発税制の対象**となること等を明確化

※インフラ企業が、AIによるプラントの自動運転（自社の業務改善）を実現するために行う、アルゴリズムやデータプラットフォーム構築等の研究開発など。

出所：経済産業省 令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正について

④人材確保等促進税制（旧：中堅・大企業向け賃上げ税制）への見直し

- ・ ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の経営改革の実現のため、新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資を促進する制度とした上で、2年間延長する。

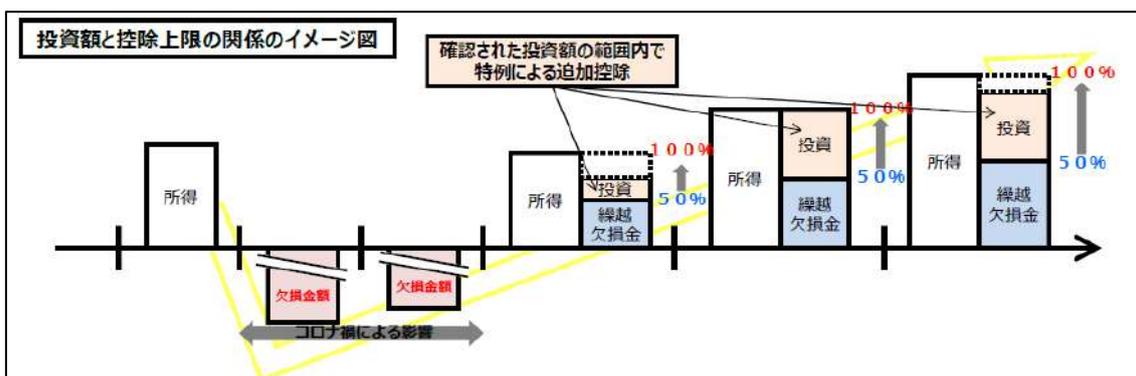
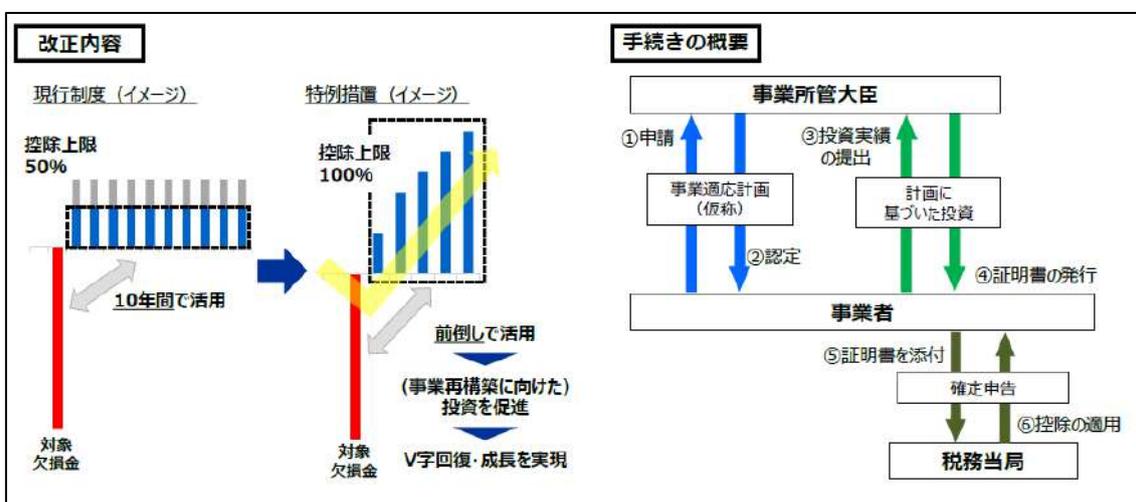


出所：経済産業省 令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正について

(2) コロナ禍を踏まえた企業の立ち直りに資する税制の整備

① 繰越欠損金の控除上限の特例

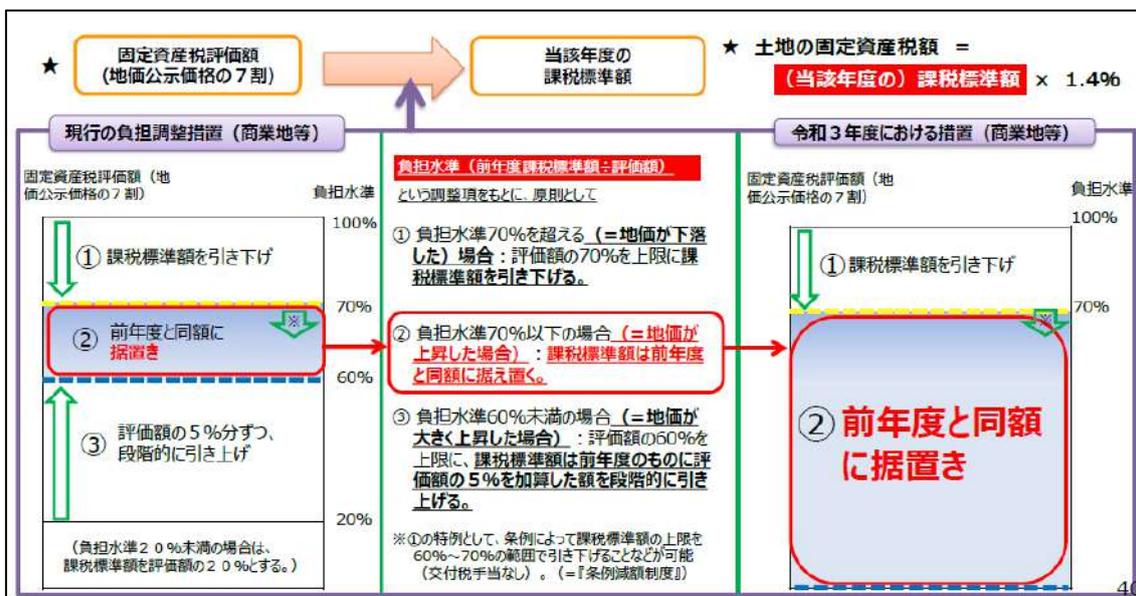
- ・ コロナ禍の厳しい経営環境の中で、赤字企業でもポストコロナに向けて、事業再構築等に取り組んでいけるよう、経営改革に果敢に挑む企業に対して繰越欠損金の控除上限を引き上げる。
- ・ 具体的には、産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設し、事業再構築等に向けた投資内容を含む事業計画（事業適応計画（仮称））を事業所管大臣が認定。認定を受けた企業について、コロナ禍に生じた欠損金を対象に、最長5事業年度の間、控除上限を投資の実行金額の範囲内で最大100%に引き上げる。



出所：経済産業省 令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正について

②土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置

- 土地に係る固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度は評価替えを行った結果、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度税額に据え置きする。



出所：経済産業省 令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正について

(3) 中小企業を主な対象とする税制の整備・創設

①中小企業を主な対象とする税制の改正内容一覧

制度名	改正内容	主な制度内容
中小企業の経営資源の集約化に資する税制	新設	<ul style="list-style-type: none"> ②において後述
中小企業経営強化税制	延長・見直し	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業経営強化法の認定を受けた計画に基づく投資について、即時償却又は税額控除（10%）のいずれかを適用することができる。 本改正により、M&Aの効果を高める設備として「経営資源集約化設備（D類型）」を追加した上で適用期限を2年間延長する。

<p>中小企業投資促進税制</p>	<p>延長・見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却（30%）又は税額控除（7%）のいずれかを適用することができる。 ・本改正により、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」を取り込む形で、対象業種に不動産業、商店街振興組合等を追加した上で適用期限を2年間延長する。
<p>地域未来投資促進税制 ※地域未来牽引事業計画の認定を得た企業であれば大企業も利用可能</p>	<p>延長・拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済を牽引する事業に対してより投資効果の高い事業創出を促す設備投資に対して、特別償却または税額控除のいずれかを適用することができる。 ・本改正により、地域の経済活動が停止するリスクを回避するため地域経済のサプライチェーン強靱化に資する事業を新たに支援する。
<p>中小企業防災・減災投資促進税制</p>	<p>延長・拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・③において後述
<p>中小企業者等の法人税の軽減税率</p>	<p>延長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減（本則）。租税特別措置において、更に15%まで軽減されているが、適用期限を2年間延長する。
<p>中小企業技術基盤強化税制</p>	<p>拡充・延長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（1）③にて既述
<p>所得拡大促進税制 ※中小企業向け</p>	<p>延長・見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な賃上げ等を行った企業に対して給与等支給額の増加額の一部を法人税から税額控除することができる。 ・本改正により、雇用を増やすことにより所得拡大を図る企業も評価できるよう、適用要件を一部見直し・簡素化した上で、適用期限を2年間延長する。

出所：「令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正について」を基に本会作成

②中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

- 経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に「①設備投資減税」、「②雇用確保を促す税制」、「③準備金の積立を認める措置」を創設する。

①M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。
※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

〔参考〕具体的な取組例

- 自社と取得した技術を組み合わせた新製品を製造する設備投資
- 原材料の仕入れ・製品販売に係る共通システムの導入

②雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給総額を対前年比で**2.5%以上引き上げた場合、給与等支給総額の増加額の25%を税額控除**。
(1.5%以上の引上げは15%の税額控除)

〔参考〕具体的な取組例

- 取得した販路で更なる販売促進を行うために必要な要員の確保

③準備金の積立 (リスクの軽減)

M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間付（5年間）の準備金を措置。
M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。

【益金算入】

【損金算入】

均等取崩 20×5年間

100 ※簿外債務が発覚した場合等には、準備金を取り崩し。

(注) 中小企業のM&Aには、大別して「株式譲渡」「事業譲渡」のケースがあるが、簿外債務等のリスクをヘッジできない「株式譲渡」について、準備金制度を措置。

出所：経済産業省 令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正について

③中小企業防災・減災投資促進税制の期限延長および拡充

- 中小企業による自然災害等に対する事前対策の強化に向けた設備投資を後押しするための対象設備を追加した上で、適用期限を2年間延長する。

改正概要 【適用期限：令和4年度末まで】

- 対象者：令和5年3月31日までの2年間に自然災害等に対する防災・減災対策をとりまとめた「事業継続力強化計画」等の認定を受けた中小企業者等
- 支援措置：特別償却20%（投資を前倒す観点から3年目（令和5年4月1日以降）に取得等をする資産は18%）
- 対象資産：「事業継続力強化計画」等の認定を受けた日から1年以内に取得等をする以下の設備

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備、 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キューピクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、 無停電電源装置 (UPS) (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※1 架台については、本税制の対象設備をかさ上げするために取得等をするもののみ対象となる。
※2 これまで対象設備であった火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッターは対象外となる。

出所：経済産業省 令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正について

以上